

第2次 二宮町 健康増進計画・ 食育推進計画・自殺対策計画

(令和7年度～令和 16 年度)

～ 計画の骨子(案) ～

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

・健康づくり、食育推進及び自殺対策に関する国及び神奈川県の実況を踏まえて、「第2次 二宮町 健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画」を策定する趣旨を記載

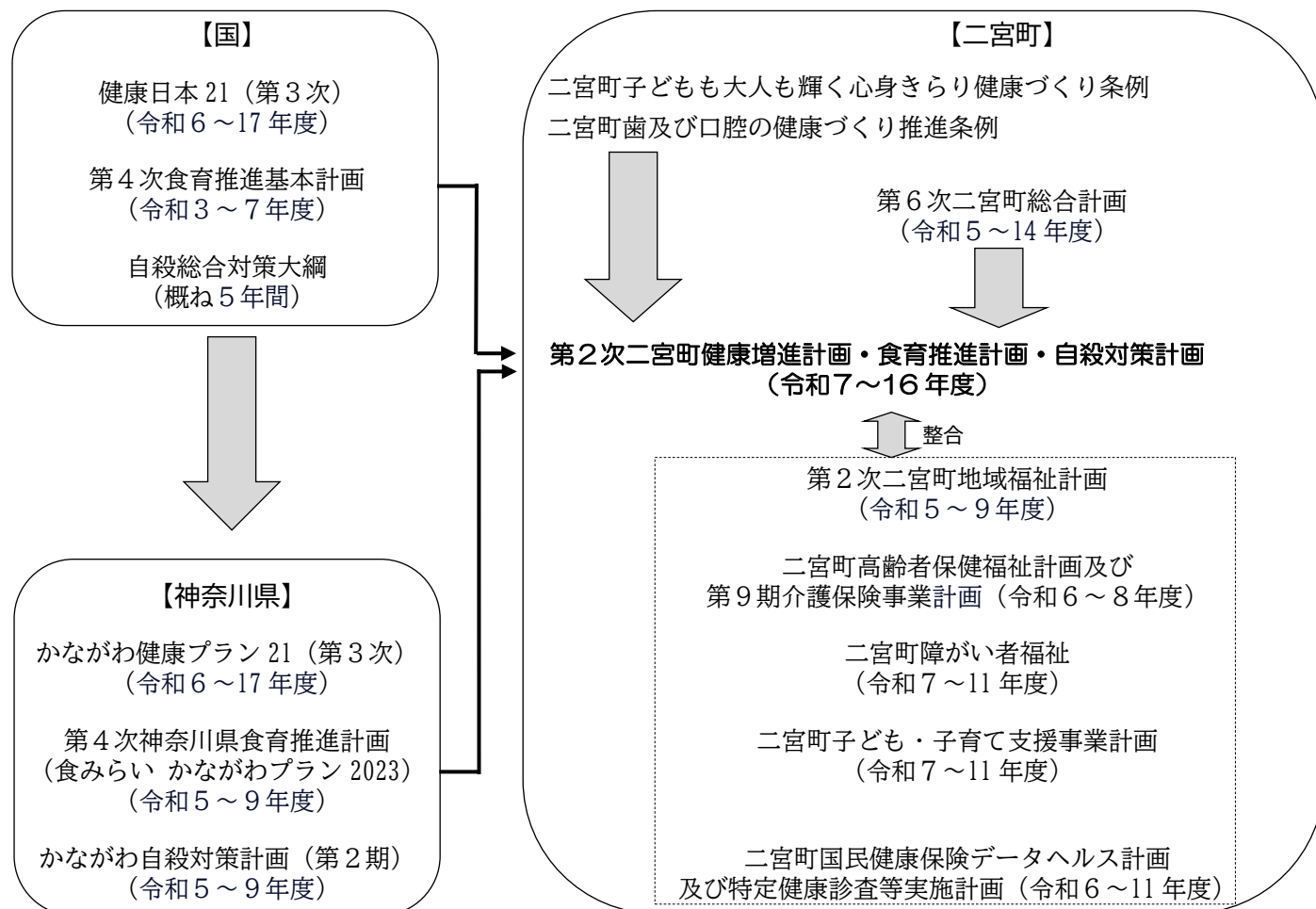
2 計画の位置づけ

・計画を策定する法的根拠を記載するとともに、国や神奈川県の基本計画や本町の健康づくりに関する2つの条例（二宮町子どもも大人も輝く心身きらり健康づくり条例と二宮町歯及び口腔の健康づくり推進条例）との関係及び「第6次二宮町総合計画」をはじめとする本町の関連計画との位置づけを記載

＊市町村健康増進計画:健康増進法第8条第2項の規定に基づき、行政、関係団体、学校、職域、地域、家庭が一体となって、住民一人ひとりの主体的な健康づくりを推進していく計画

＊市町村食育推進計画:食育基本法第18条に基づき、住民の健全な食生活の実現と環境や食文化を意識した持続可能な社会の実現のために、行政、教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者、ボランティア等関係する各主体が相互の理解を深め、連携・協働して食育を推進していく計画

＊市町村自殺対策計画:自殺対策基本法第13条第2項に基づき、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して、自殺対策をさらに総合的かつ効果的に推進していく計画



3 計画の期間

・計画期間を令和7年度～令和16年度の10年間とし、中間年度の令和11年度に中間評価を行い、必要に応じて見直し改定を行うことを記載

令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度	令和 13年度	令和 14年度	令和 15年度	令和 16年度
				中間評価 (見直し改定)					最終評価 見直し改定

4 計画策定の方法

・計画策定過程における町民参画の手段として「アンケート調査」の実施、「策定委員会」による協議、「パブリックコメント」による意見聴取を行うことを記載

第2章 二宮町の現状と課題

1 統計データからみる二宮町の現状と課題

・統計データを用いて、健康、食育、自殺を取り巻く現状と課題の把握

- I 人口・世帯に関する基礎データ
 - (1) 総人口・年齢3区分別人口
 - (2) 高齢化率の推移
 - (3) 人口ピラミッド
 - (4) 世帯数・1世帯あたり人員 など
- II 健康・食育・自殺に関するデータ
 - (1) 出生・死亡の状況
 - (2) 平均寿命と健康寿命
 - (3) 要支援・要介護認定の状況
 - (4) 健康診査・各種がん検診等の受診状況
 - (5) 医療機関の状況
 - (6) 町内施設の利用状況
 - (7) 農業の状況
 - (8) 自殺関連の状況（地域自殺実態プロファイルより）
など

2 アンケート結果からみる二宮町の現状と課題

・令和5年度に実施したアンケート調査結果を用いて、二宮町の現状と課題の把握

- (1) 健康について
- (2) 運動・活動について
- (3) 食事について
- (4) 食育について
- (5) こころの健康について
- (6) 喫煙・飲酒について
- (7) 健康診査・各種がん検診について
- (8) 歯の状況について
- (9) 町の事業について

3 前回計画の評価

・現行の「健康増進計画・食育推進計画」、「自殺対策計画」の評価と課題の把握

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

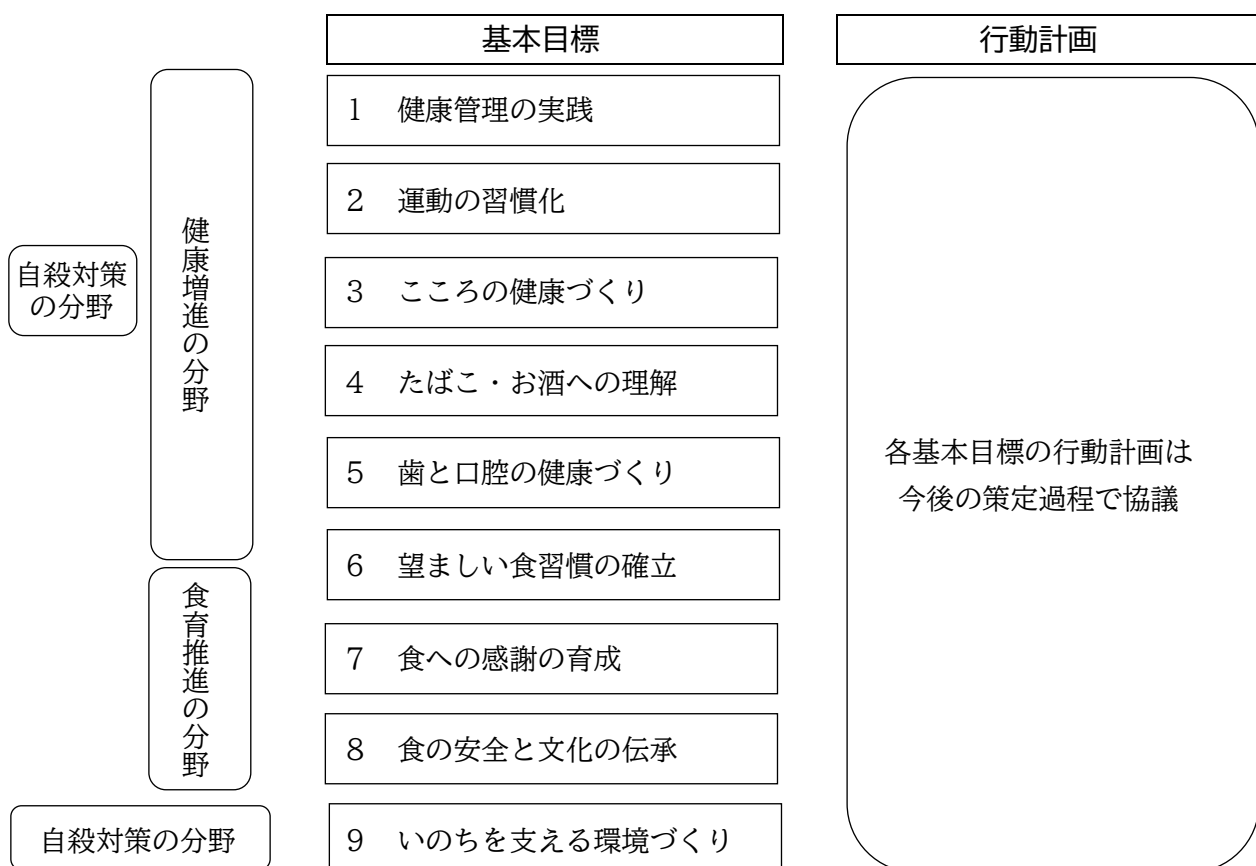
- ・二宮町のめざす姿と計画の基本目標を記載
 - ・現行計画の基本理念は、**豊かな自然で育む健康な心とからだ
～ みんなでつくる健康長寿の里 二宮 ～**
- * 基本理念を修正・変更するかは、今後の協議事項

2 基本方針

- ・本計画期間で推進していくうえでの基本方針（＝重点事項）を記載
 - ・現行計画の重点事項は、“生涯を通じた健康づくりによる健康寿命の延伸”
“地域資源や町民の力を活かした健康づくりの推進”
- * 基本方針を追加・修正・変更するかは、今後の協議事項

3 施策の体系

- ・「基本理念」－「基本目標」－「行動目標」の体系表を記載
- * 本計画では、3つの計画を一体的に策定・推進していくため、各計画を章立てする構成ではなく、ひとつの体系表で作成予定



第4章 施策の展開

- ・基本目標ごとに、【現状と課題】、【行動目標】、【町民の取り組み】、【地域の取り組み】、【町の取り組み】、【数値目標】を記載

第5章 ライフステージ別の健康づくり

- ・健康づくりの主体は町民一人ひとりであることから、ライフステージの各段階に応じたテーマ・目標と取り組みを記載
- ・現行計画のライフステージは、
“乳幼児期（0～6歳）”、“学童期（7～12歳）”、“思春期（13～19歳）”、“青年期（20～39歳）”、“壮年期（40～64歳）”、“高齢期（65歳以上）”の6ステージ

＊ライフステージの区切りを変更するかは、今後の協議事項

第6章 計画の推進にむけて

- ・推進体制、各主体の役割、進行管理（PDCAサイクル）について記載

資料編

- ・数値目標の一覧、策定委員会の設置要綱、策定委員の名簿、策定の経過などを記載